

質問者氏名	質問事項	質問要旨
<p>9 番 山田 和江</p>	<p>1 国保の都道府県 化（広域化）につ いて</p> <p>2 就学援助制度の 拡充について</p>	<p>国民健康保険においては、2018 年度から都道府県単位（広域化）で行われることになっていきます。昨年厚生労働省は新制度の基本的な考え方を示す国保運営方針ガイドラインを策定し、今年 3 月には神奈川県から各自治体に対して県の運営方針案が示されたと聞いております。</p> <p>国保の県単位化では新しい制度のもとで国県市町村の役割がどうなるのかまた、何よりも保険料はどうなるのか、懸念事項が山積していると考えます。そこで、県が示した運営方針案の内容についてお伺いいたします。</p> <p>格差と貧困が拡大する我が国において、6 人に 1 人の子どもが貧困状態にあるといわれております。私は当町の子どもたちが、どの子もお金の心配なく勉学に励めるようにと 12 月定例議会で就学援助制度を取り上げました。</p> <p>ご存知のように、就学援助制度は生活保護を受ける世帯と、それに準ずる低所得世帯に、学用品費や入学準備費用など学校生活にかかる諸費用を国と市町村が援助する制度です。</p> <p>そして、原則、小中学校に入学、進級後に申請し支給される仕組みです。</p> <p>しかし、その中で、入学準備費も支給されることになっていますが、準備とは名ばかりで、支給が 7 月になっているため、対象世帯ではお金のやり繰りに四苦八苦しているとのことでしたので、12 月定例議会では、前倒し支給を行うよう質問し、検討する旨の答弁をいただきました。</p> <p>そこでその検討結果についてお伺いいた</p>

		<p>します。</p> <p>この問題については国会でもわが党の畑野君枝議員や田村智子議員も取り上げ、中学生については前倒し支給が、小学生についても鋭意検討すると文部科学省が答弁し、さらに就学援助の補助単価が実態より大きくかい離していることも取り上げ 2017 年度から金額が引き上げられました。</p> <p>当町においても準要保護世帯への引き上げが望まれますので併せてこのことについても伺いいたします。</p>
--	--	---